一般社団法人

一般社団法人とは、営利を目的としない非営利法人で、人が集まって初めて法人格を取得することができます。

一般社団法人は、人が集ることによって法人格が与えられますので設立のための要件として、２名以上の人（社員）が必要になります。社員には、個人はもちろん、会社などの法人も就任できます。

なお、一般社団法人は、必ずしも「公益」を目的とする事業内容である必要はなく、基本的には自由に事業を行うことができます。「非営利性」というものさえ担保しておけば、例えば、「収益」を上げることを目的としても、法人内部の「共益」だけを目的としても構いません。

また、法務局への登記のみで設立することができる（準則主義と言います）ため、様々な活動を行うために取得しやすい法人格として、活用されることを期待されています。

実際に、業界団体、医療系学会、資格認定機関、介護事業、互助団体など多種多様な用途に社団法人が利用されています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般社団法人 | ＮＰＯ法人 |
| 設立に必要な構成員 | ２人以上 | １０人以上 |
| 設立に必要な役員 | １人以上 | 理事３名、監事１名以上 |
| 活動内容 | 特に制限なし | 公益の増進に寄与する活動 |
| 役所への報告義務 | なし | あり |
| 税制優遇 | 原則なし | あり |
| 設立に係る期間 | 株式会社と変わらず | ５か月程度 |